

## 【専門級】の介護技能実習評価試験の実施方法における代替措置について

一般社団法人シルバーサービス振興会  
介護技能実習評価試験 事務局

技能実習生は、各号の技能実習期間中、技能が適切に修得できているか確認するため技能実習評価試験を受検することとなります。第2号技能実習生は実務経験が24か月（第1号技能実習の実習開始日より計算）を経過した後から「専門級」試験を受検することが可能ですが、最短で令和2年8月より専門級試験が開始される予定です。

介護技能実習評価試験においては、移転すべき技能が「個々に異なる利用者の状態像に応じた介護を提供できること」であるため、受検者が現に技能実習を受けている事業所・施設等（実習実施者）に試験評価者が出向いて、実際の介護行為を現認して評価を行います。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、試験実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」から示されている新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手洗いの励行、アルコール消毒液による消毒）等の対策を講じた上で、実施することとしております。専門級試験の一部課題においては、受検者が感染症対策のためマスクやエプロン等を着用する評価基準がありますが、事業所・施設等（実習実施者）では衛生用品が不足している状況も続いていることから、当面の間、現在使用中のもの、又は代替品で行うことも可といたしました。

### <<代替の試験を認める実技試験課題>>

#### ◆5. 感染対策 — 1. 感染対策 ※判断等試験

評価基準「感染の恐れがないよう、最初に使い捨てエプロン、マスク、手袋を着用している」

(本来) 受検者に実際にその場で使い捨てのエプロン（手首まで隠れるもの）、マスク、手袋を着用してもらい、試験評価者が評価します。

↓

(代替) 使い捨てのエプロン（手首まで隠れるもの）、マスク、手袋を準備することが難しい場合は、新たに物品を準備する必要はなく、現在使用中のもの、又は代替品（例：レインコート、割烹着、布マスク、ゴム手袋、軍手等）の着用で、試験評価者は評価します。受検者がすでにマスクを着用している場合もつけ直す必要はなく、着用していることを評価します。